

第9回

渡良瀬のハートを射抜く三尺の玉

古河花火大会

関東最大

三尺玉三発

打上げ総数

20,000発

2014年

8月2日 土

PM 7:20~8:50 【雨天翌日】

※天候状況により、打上時間が変更になる場合があります。



茨城県古河市

会場 古河ゴルフリンクス (渡良瀬川河畔)

◆JR宇都宮線 湘南新宿ライン 「古河駅」下車 ◆東武日光線「新古河駅」下車

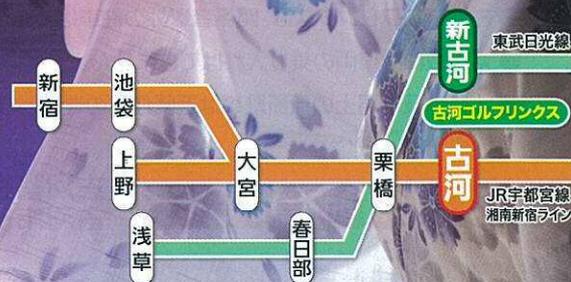
◆古河市役所 観光交流課内 古河花火大会実行委員会 TEL.0280-92-3111 (内線2532)

◆ハローダイヤル TEL.050-5548-8686 (開催1カ月前)

◆主催/古河市 主賛/古河花火大会実行委員会 ◆後援/埼玉県加須市・栃木県野木町・東日本旅客鉄道株大宮支社・東武鉄道株・国土交通省利根川上流河川事務所・穂高カンパニー株

※当日渡瀬が予想されますので、電車、バス等の交通機関をご利用ください。※ゴミは持ち帰りましょう。

◆暴力追放 今こそ見せよう 地域力◆



古河花火大会交通規制図



月日	凡例	規制内容	規制場所	規制時間
8月2日(土) (雨天翌日)	→	一方通行	参宮道路	午後5時~午後10時00分
	■	歩行者専用道路	江戸町通り付近	午後5時~午後10時00分
	■	歩行者専用道路	大聖院線	午後1時~午後10時00分

- 当日渋滞が予想されますので、車両の乗り入れは控えてください。
- 規制時間は交通状況により多少変更になる場合もあります。
- 古河ゴルフリンクスは、関係者以外の駐車はできません。
- 河川敷には車両の乗り入れはできません。
- 私有地及び路上の無断駐車は近隣住民の迷惑となりますのでご遠慮ください。

駐車場 約1,680台(古河市内のみ)

①古河第一小学校	普通車	100台	徒歩10分
②古河第二小学校	普通車	250台	徒歩15分
③古河第三小学校	普通車	250台	徒歩40分
④古河第六小学校	普通車	150台	徒歩30分
⑤市役所古河庁舎	普通車	130台	徒歩25分
⑥古河総合公園	普通車・大型車	600台	徒歩30分
⑦福祉の森会館	普通車	200台	徒歩40分

● 古河駅周辺の有料パーキング(約1,000台)もございます。

※ゴミは持ち帰りましょう

古河警察署・加須警察署
古河市・加須市

渡良瀬遊水地に関する取組みの一例について(栃木市)

1. はじめに

渡良瀬遊水地の面積の 71.2%を有する栃木市は、治水を前提に、歴史を踏まえて渡良瀬遊水地の保全、利活用に取り組みます。

2. ハートランド構想について

渡良瀬遊水地内の谷中湖(渡良瀬貯水池)がハートの形をしていることから「ハートランド構想」を昨年度、発表しました。これは、仮想の国「ハートランド」に住む「ハート姫」を中心に、この国(渡良瀬遊水地)をみんなで愛し、守っていくストーリーを設定することで子どもたちからお年寄りまで、幅広い年齢層の皆様に渡良瀬遊水地について楽しみながら理解してもらい賢明な利活用のための事業展開を図るものです。

3. ハートランドプランについて(平成26年度中に策定)

- ・ハートランドは今を守ります。
- ・ハートランドは守り人を大切にします。
- ・ハートランドは連携を大切にします。
- ・ハートランドは地域を輝かせます。
- ・ハートランドは未来に繋がります。

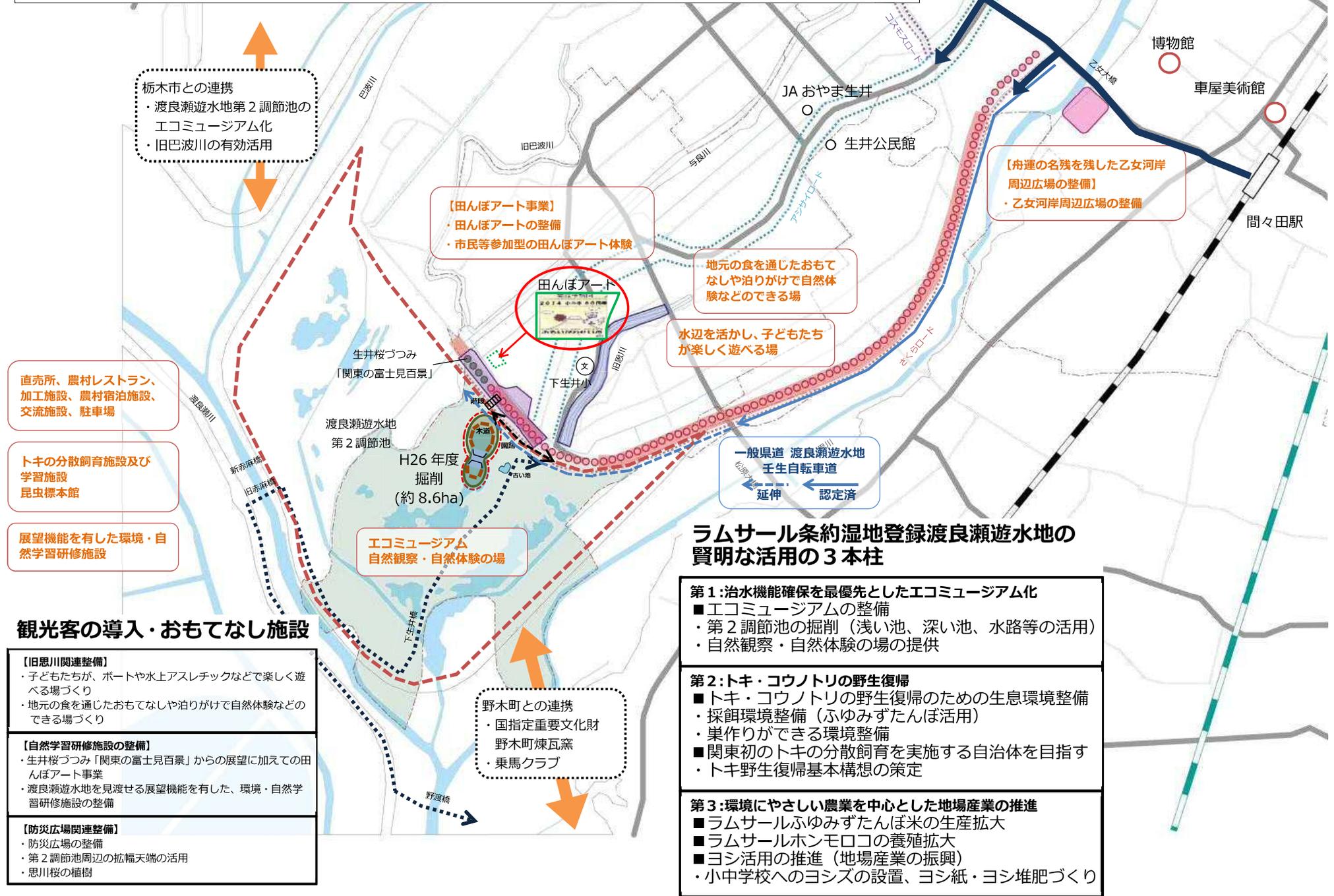
4. 渡良瀬遊水地ボランティア養成講座について(守り人の育成・支援)

渡良瀬遊水地は人の手が入ることで、今の治水環境や自然が守られ、今の歴史が語られ、今のレジャー・スポーツが行われてきました。これら全てに関わっている人々によって成り立っています。本市はこのことをとても重要なことと捉え、将来に向け、これらを支える人々をさらに集め、育てていきたいという目的で、昨年度より本格的なボランティア養成講座を開設いたしました。

5. 最後に

本市は、遊水地に占める面積や関連事業・行事の多さ等からみても、遊水地のより良い環境の維持、増進に果たすべき役割と責任の大きさを真摯に受け止めつつ、これらに対応していきたいと考えています。これらは、栃木市のみで行えるものではなく、関係各位と連携を密にして協力して取組みを推進していく必要があると痛感しています

渡良瀬遊水地関連振興5箇年計画 全体構想図 (全体構想面積：約2,400ha)



栃木市との連携
 ・渡良瀬遊水地第2調節池の
 エコミュージアム化
 ・旧巴波川の有効活用

【田んぼアート事業】
 ・田んぼアートの整備
 ・市民等参加型の田んぼアート体験

**【舟運の名残を残した乙女河岸
 周辺広場の整備】**
 ・乙女河岸周辺広場の整備

地元の食を通じたおもて
 なしや泊りがけで自然体
 験などのできる場

水辺を活かし、子どもたち
 が楽しく遊べる場

直売所、農村レストラン、
 加工施設、農村宿泊施設、
 交流施設、駐車場

トキの分散飼育施設及び
 学習施設
 昆虫標本館

展望機能を有した環境・自
 然学習研修施設

生井桜づつみ
 「関東の富士見百景」
 渡良瀬遊水地
 第2調節池
 H26年度
 掘削
 (約8.6ha)
 エコミュージアム
 自然観察・自然体験の場

一般県道 渡良瀬遊水地
 壬生自転車道
 延伸 ← 認定済

ラムサール条約湿地登録渡良瀬遊水地の 賢明な活用の3本柱

第1:治水機能確保を最優先としたエコミュージアム化
 ■エコミュージアムの整備
 ・第2調節池の掘削(浅い池、深い池、水路等の活用)
 ・自然観察・自然体験の場の提供

第2:トキ・コウノトリの野生復帰
 ■トキ・コウノトリの野生復帰のための生息環境整備
 ・採餌環境整備(ふゆみずたんぼ活用)
 ・巢作りができる環境整備
 ■関東初のトキの分散飼育を実施する自治体を目指す
 ・トキ野生復帰基本構想の策定

第3:環境にやさしい農業を中心とした地場産業の推進
 ■ラムサールふゆみずたんぼ米の生産拡大
 ■ラムサールホンモロコの養殖拡大
 ■ヨシ活用の推進(地場産業の振興)
 ・小中学校へのヨシシの設置、ヨシ紙・ヨシ堆肥づくり

観光客の導入・おもてなし施設

【旧思川関連整備】
 ・子どもたちが、ボートや水上アスレチックなどで楽しく遊
 べる場づくり
 ・地元の食を通じたおもてなしや泊りがけで自然体験など
 のできる場づくり

【自然学習研修施設の整備】
 ・生井桜づつみ「関東の富士見百景」からの展望に加えての田
 んぼアート事業
 ・渡良瀬遊水地を見渡せる展望機能を有した、環境・自然学
 習研修施設の整備

【防災広場関連整備】
 ・防災広場の整備
 ・第2調節池周辺の拡幅天端の活用
 ・思川桜の植樹

野木町との連携
 ・国指定重要文化財
 野木町煉瓦窯
 ・乗馬クラブ

水と緑と歴史のまちづくり基本構想

〈野木町総合政策部政策課〉

野木町では、平成26年度に「水と緑と歴史のまちづくり基本構想」を策定いたします。第7次野木町総合計画「のぎ未来プラン」においては、主要プロジェクトの一つとして「水と緑と歴史のまちプロジェクト」を位置づけ、地域資源を活かしたまちづくりを推進してきました。

本基本構想は、平成24年7月にラムサール条約登録湿地に登録された渡良瀬遊水地及び、その周辺にある地域資源（野木町煉瓦窯、水辺の楽校、野木神社等）を活かした交流促進及び地域振興することを目的に策定いたします。

下記対象地域を基本として、野木駅からのアクセスや散策ルートなどのネットワークについては、周辺のエリアも含めた範囲で検討をします。



第23回



ひまわり フェスティバル

7/25  ~ 7/27 

20万本のひまわりが
お待ちしております

ひまわりフェスティバル連携
国指定重要文化財
野木町煉瓦窯
特別公開



平成26年7月26日①~27日② 10:00~15:30
※フェスティバル会場から煉瓦窯会場まで無料送迎します。

● 益子のひまわり祭り

日時：8月16日①~24日②
午前8時~午後4時（最終日は午後2時まで）
場所：益子町上山地内
問い合わせ先：ましろ花のまちづくり実行委員会事務局
（益子町中央公民館内）
TEL：0285-72-3101

● かみのかわサンフラワー祭り

日時：8月22日①~24日②
午前10時~午後5時30分（最終日は午後4時30分まで）
場所：日産栃木自動車大学校（北側）
農村環境改善センター南側（ゲートボール場内）
問い合わせ先：かみのかわサンフラワー祭り実行委員会事務局（上三川町商工会館内）
TEL：0285-56-2206

連携
イベント

ところ：下都賀郡野木町大字野木地内
（野木第二中学校南側）

主催：野木町ひまわりフェスティバル実行委員会
（TEL：0280-57-4153）

イベント情報

7/27日



日野美歌ショー

①11:00~②15:30~

イベント広場

阪神大震災復興の象徴として各地で栽培されている「はるかのひまわり」も見られます！

7/25金

とちおとめ25 ライブ 13:30~

イベント広場



コスプレ交流会

10:30~16:00

7/25金~7/27日

ひまわり大迷路 ふれあい模擬店

9:00~17:00

9:00~17:00

7/26土は20:00まで

7/26土~7/27日

ひまわりトレイン号 ヘリコプター遊覧飛行 ポニー馬車

9:00~16:30

10:00~17:00

10:00~15:00

7/26土

打上花火 19:30~

※雨天の場合は7/28日
メッセージ花火もあります！

烈車戦隊トッキュウジャーショー

イベント広場

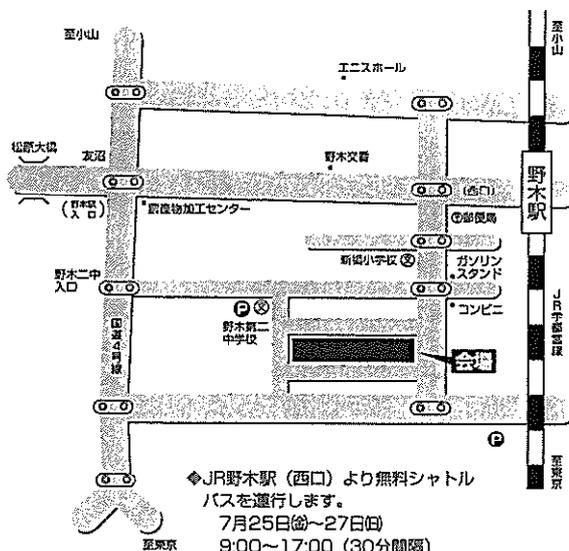
①11:00~②14:30~

アクセス

カーナビ検索

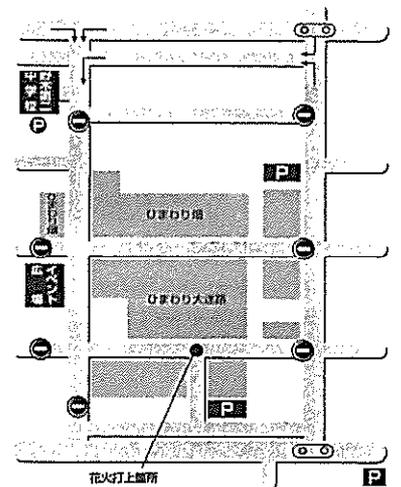
野木第二中学校 (のぎだいにちゅうがっこう)

- ◆ JR野木駅西口下車徒歩約30分
- ◆ 東北自動車道加須ICから約40分・佐野藤岡ICから約30分
- ◆ 期間中JR野木駅(西口)より無料シャトルバスを運行します。
- ◆ 駐車場に限りがございますので、公共交通機関のご利用にご協力ください。



◆JR野木駅(西口)より無料シャトルバスを運行します。
7月25日(金)~27日(日)
9:00~17:00(30分間隔)

会場案内図



お問い合わせ先

6/29~7/28

ハローダイヤル

050-5541-8600

ひまわり
フェスティバルHP



渡良瀬遊水地に関する資料 板倉町

■国の重要文化的景観に選定

板倉町は、群馬県の最東南端に位置し、町の南に利根川、北に渡良瀬川、東に渡良瀬遊水地が広がっています。板倉町は、利根川、渡良瀬川合流域の水場景観として、大河川の合流域（江戸時代中頃まで）に形成された広大な低湿地と自然堤防が展開しており、水場と称されています。

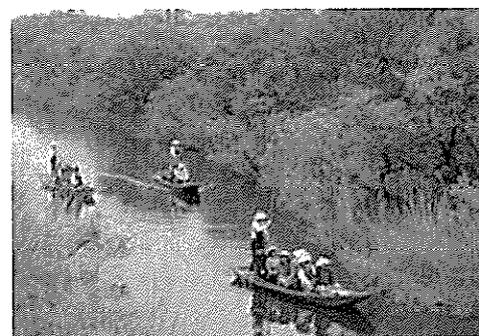
古来より、洪水多発地帯であり、豊かな土壌や生態系が育まれる一方、生活を営むための様々な工夫が行われてきた歴史があります。

「利根川、渡良瀬川合流域の水場景観」が水と共生する生活生業の文化が価値の高い文化的景観として評価され、平成23年9月21日、関東初の国の重要文化的景観に選定されました。

重要文化的景観に選定された一部ではありますが、柳山を間近でご覧いただくことのできる「群馬の水郷 揚舟 谷田川めぐり」を運航しております。



水塚



揚舟を使った谷田川めぐり

■板倉町わたらせ自然館

わたらせ自然館は、渡良瀬遊水地のインフォメーションセンターとしての機能を備えております。大谷石作りの米蔵を改築し、渡良瀬遊水地の入口に開設をしました。館内には渡良瀬遊水地のリアルタイム映像を見ることができる100インチのモニター、渡良瀬遊水地のジオラマや植物の標本などがあります。

●住所 〒374-0111

群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬 4663-1

●電話番号 82-1935

●開館時間 9:00～16:30

●休館日 月曜日・火曜日及び祝日の翌日（月曜日が祝日の場合は火曜日・水曜日）

●入館料 無料



板倉町わたらせ自然館

第2回渡良瀬遊水地まつりについて

- 1 概 要 渡良瀬遊水地をより一層PRするため、一定の期間を渡良瀬遊水地まつり月間とする。また「かぞ観光サイクリングスタンプラリー」開会イベント等との同日開催を企画する。
- 2 期 間 8月17日(日)～9月21日(日) (約1ヶ月間)
- 3 会 場 渡良瀬遊水地下宮橋グラウンド及び渡良瀬遊水地谷中湖内
- 4 期間中のイベント

期 日	イベント名	主 催
8月17日(日)	北川辺球技大会 (ソフトボール大会・渡良瀬総合グラウンド)	北川辺地域体育協会
8月23日(土)	Eボートレース 2014 渡良瀬大会	Eボートレース 渡良瀬実行委員会
9月7日(日)	栃木市渡良瀬遊水地フェスティバル	栃木市 栃木市教育委員会
9月14日(日) 予定	谷中湖オープンヨットレース大会	北川辺ウォータース ポーツクラブ
9月21日(日)	渡良瀬遊水地まつり in KAZO ・谷中湖内：サイクリング、シャトルバスを利用して、遊水地治水・利水施設を見学。 ・ステージ：北川辺東小学校(エコクラブ)による渡良瀬遊水地の研究発表。他 ・PRブース：市内外企業の環境取組展示。遊水地周辺市町へ協力依頼。 ・渡良瀬遊水地まつり ウォーキング・カヌー 他	渡良瀬遊水地まつり 実行委員会
9月21日(日) ～	かぞ観光サイクリングスタンプラリー (開会式を渡良瀬遊水地まつり会場において同日開催予定)	加須観光サイクリング 推進委員会

1、基本的なこと

条約第3条第1項に「条約国は、登録簿に揚げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する」とあります。

計画の策定に当たって、環境省・国交省は、当協議会等地域に計画策定を丸投げするのではなく、ラムサール登録湿地としての渡良瀬遊水地の湿地の保全と再生、その適正な利用についての計画の策定に主体的な役割を果たすべきだと思います。また、4県4市2町にまたがる各市町間、各団体間の意見の調整に困難が生じることが予測されますが、行政区分を乗り越え、渡良瀬遊水地を囲む地域が一丸となって、一体的に運営所管する必用からも、環境省・国交省は、国としての指導的な力を発揮していただきたいと思います。

なお、第2調節地の湿地の保全・再生・利用に関しては国交省が「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」が長年にわたって検討した結果をベースに策定した「ランドデザイン」に沿って工事が進行中ですが、第1調節地、第3調節地に付いてもそれに準じた湿地の保全・再生計画の策定が必要だと思います。ただしランドデザインではその利用計画が具体的ではありません。渡良瀬遊水地全体の利用計画が欲しいところです。

また、ラムサール条約では、「水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息する動植物の保全と、湿地の賢明な利用」が義務付けられていますが、当協議会に設置予定の4部会のうちの1部会（遊水地保全・再生検討部会）を除く3部会は、「湿地の賢明な利用」に属する分野です。ラムサール条約の理念を十分に理解し、目的を実現するために、早い時期に、「野生動植物の保護に関する部会」を設けるべきだと思います。世界的に貴重なオオセッカが繁殖していますが、その保護策等は緊急な課題です。

2、具体的なこと

①「新たに治水や道路整備など環境を改変する工事の実施」に当たっては、現地に自然保護、治水、地元の関係者、事業者、国交省等が集まり、現地を見ながら自然に掛ける負荷を少なくする治水対策等について具体的に協議する場が必要です。国交省はそこで検討されたことを反映させて工事計画を立てる。小さい事業にも適用する。これをルール化するとよいと思います。関係者間に新たな信頼関係も生まれます。

なお、国交省は過去に、「渡良瀬川・蓮華川合流点下流域樹木の伐採」、「思川の掘削」等に当たって、上記方法を採用し、関係者の相互理解を得て工事を着工した実績があるはずです。

② 第1調節地を「生態系の保護とリクリエーションを目的として管理された区域」、第2調節地を「湿地再生を進めつつ、学術研究と環境学習を目的として管理された区域」、第3調節地を「種の生息地管理と保全を目的として管理された区域」とするなどの将来展望を持つことも必要です。

③ アクセス道路に渡船を活用する。

④ 「来遊者の対応、案内について」来遊者のリクリエーション、自然観察（野鳥、植物、昆虫、魚類、その他）、各種の調査研究、歴史などの来遊目的に応じた対応が更に求められると思います。湿地資料館、活動センターで実施していますが、もう少し充実させる必要があると思います。

⑤ 「案内人の確保、育成について」案内のできる人材は各団体に多数おられると思いますが、資質等にはばらつきがあります。登録制の案内人を置き、それを少しずつ増やしていくのが余暇と思います。なお、学校や行政関係は無料であっても、一般団体の案内は有料にしても良いと思います。料金は案内人の収益とし、一部を事務手数料として事務局に納めます。その際の事務局はアクリメーション振興財団にお願いできれば、と思います。

なお、関係市町でボランティアを養成しています。これについては各市町の主体的な活動を尊重しつつ、一定の段階で連絡会・勉強会を経て、将来的には一体化できればよいと思います。

⑥「環境学習」 アクリメーション振興財団主催の環境学習、観察会は小学校、大人向けとも安定してきて

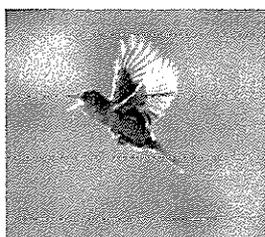
いると思います。対象校を増やすにも、開催回数を増やすにも人材が必要です。講師を公募する方法もありますが、応募者が全て適任とは限りません。これも登録制を考えても良いかもしれません。

- ⑦「安全対策」 野外活動の事故は基本的に自己責任です。しかし、人口構造物の不具合や、自転車事故等の加害者が存在する場合の事故の対策は取らなければなりません。谷中湖周辺の自転車の高速走行は見ていてハラハラします。
- ⑧「ルール作り」 スカイスポーツ団体など、野生生物保護に関係のない団体との取り決めをしておく必要があります。例えば風向き関係なのでしょうが、冬期に第2調節地を低空で飛行するヘリコプターは他の飛行ルートを考えてもらうなど、相互理解が必要です。
- ⑨「観察コースの策定」 生息する野生動物に負荷を掛けないためにも、また楽しく観察するためにも観察コースの設定は必要です。
- ⑩「パトロール」 アクリメーション振興財団で実施していますが、野生生物に関するパトロールは実施されていません。4県で個々に置いている「鳥獣保護員」を相互乗り入れにして実施すると良いと思います。一定の権限がないと野生生物保護に関しての指導は難しいです。鳥獣保護員の所管は環境省ですから理解は得られるでしょう。なお、パトロールを実施するに当たっては、トラブルになることがありますので、マニュアルを作っておく必要があります。なお、条約第4条には（自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し）その「自然保護区の監視を十分に行う」こと、とあります。
- ⑪「立ち入り禁止区域の設定」 オオセッカの生息地や繁殖地など、希少種の生息地や繁殖地は立ち入り禁止にすべきです。生息地に踏み込んだ跡がありました。植物、昆虫に関しても規制が必要だと思います。
- ⑫「渡良瀬遊水地野鳥目録」 私なりに作ってありますが、もっと完全で皆さんで共有できるものを作製すべきです。植物、昆虫、魚類の他、哺乳類、爬虫類、両生類なども作っておくべきだと思います。
- ⑬「水鳥を増やす」 渡良瀬遊水地はラムサール条約登録に必用な9つの登録基準のうち、鳥に関する基準には該当していません。しかし条約の目的の1つはその正式名称の通り水鳥の保護です。渡良瀬遊水地野鳥観察会の干し揚げ後の谷中湖の水鳥調査では4,000羽近い水鳥が利用していましたが、谷中湖の面積に比し多いとはいえません。5月に約300羽が渡来したキアシシギも浮島を利用していました。これは浮島や砂州の存在が水鳥をはじめ多くの野鳥を誘引していることの表れと理解できます。砂州の造成は難しいと思いますが、北ブロック、南ブロックにも浮島を配置すれば、渡来する水鳥など、著しく増加するものと思われます。併せて魚類の生息、繁殖にも有効です。地内水路の浮島ではカイツブリやバンが繁殖しています。そこも浮島を増設したらよいと思います。なお、漁協のワカサギの放流が、特に冬期の潜水性の水鳥の渡来を促しているようです。なお、「条約第4条の4」には「湿地の管理により、適当な湿地における水鳥の数を増加させるよう努める」こと、とあります。
- ⑭「魚」冬期のワカサギ釣りのリールによる投げ釣に、カンムリカイツブリが掛かってしまうことがあります。またリール用の糸に絡まった野鳥を見ることもあります。

その対策と、漁協の収益増を図るものとして、本来のワカサギ釣りの釣法にして、リール竿の使用を禁止し、つり用ボートを準備して釣客をボート利用に誘導したらよいと思います。勿論有料です。
- ⑮「子供釣り場」渡良瀬遊水地の水辺の多くにコンクリートが張られ、大人は釣り台を使用して釣りをしていて子供には不向きです。ヨシ原浄化施設内に自然護岸の池があります。どこか1箇所でもいいですから、漁協の協力を得て子供釣り場を作ってみたらよいでしょう。私と渡良瀬遊水地との最初の出会いは釣でした。ただし水辺には危険が潜みます。監視という手数が生じます。

平成26年7月

(オオセッカの囀り飛翔・世界で2500羽、日本に1000羽、渡良瀬遊水地に約30羽が生息し繁殖している。海に近い湿地で繁殖するとされている、世界的に希少な野鳥)



渡良瀬遊水地の自然を活かした活用方策

『人と自然との豊かなふれあい』



渡良瀬遊水地の利用と周辺整備に関する懇談会

渡良瀬遊水地のあるべき姿

渡良瀬遊水地は東京から60km圏内にあつて、関東平野のほぼ中央に位置する面積33km²、総貯水容量2億m³の我が国屈指の規模を有する遊水地です。

利根川水系の治水、利水計画の要となっている渡良瀬遊水地の広大な空間は、湿地としての環境が維持され多種多様な生物の生息空間となっているとともに、地域の歴史や文化を伝える首都圏において貴重な自然環境を有しています。

また、遊水地は、身近にある地域の憩いの空間になっているとともに、交通利便性の高い野外レクリエーション空間として、陸上、水面、空中と遊水地特有の多様な利用がなされており、周辺地域活性化の核として期待されています。

渡良瀬遊水地には年間約80万人の利用者が訪れ、実質的に首都圏における広域レクリエーション拠点となっており、今後も余暇の増大に伴い、首都圏における貴重なオアシスとして、さらに多くの利用がなされるものと考えられ、場合によっては利用が錯綜し、自然環境に影響を与える恐れがあります。

渡良瀬遊水地の自然を生かしたランドデザイン

渡良瀬遊水地全体の自然環境の重要性に鑑み、歴史・風土・地域活性化に対する期待とニーズとの調和を考慮し、広大なヨシ原や多様な生物生息空間の保全と自然を生かした利用を検討するために、「渡良瀬遊水地の自然保全と自然を生かした利用に関する懇談会」が平成9年に設立されました。平成12年3月、後世に伝えるべき遊水地のあるべき姿を考える基本理念を、「三川の出会う渡良瀬の広大な湿地の豊かさを伝え（保全）、高め（再生）、活かす（利用）」とし、本来の遊水地の役割と特性を生かし、遊水地をめぐる多様な価値観を有する人々が、遊水地の潜在力を保全し、地域を持続的な発展を果たすための資源として生かしていくという基本的認識を持ち、社会のニーズや自然環境の変化に柔軟に対応し、将来の地域づくりに向かって協働するための基盤となる共通の目標像「渡良瀬遊水地の自然保全と自然を生かしたランドデザイン」が取りまとめられました。



グランドデザインにおけるブロック別方向性

渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画
(平成22年3月)

渡良瀬遊水地の自然環境を象徴する
広大なヨシ原と多様な湿地の保全と
研究の場



渡良瀬遊水地の自然と人とのふれあ
いによる様々な交流の場

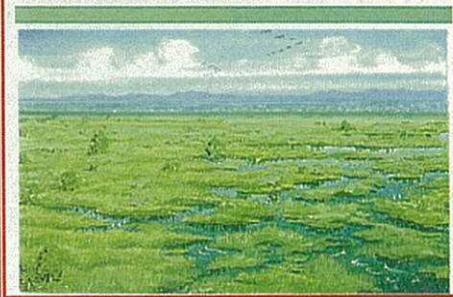


広大な水面を活かしたレクリエー
ション・スポーツと多様性のある水
域環境の創出の場



平成17年撮影空中写真

自然環境と遊水地の役割
の調和を考えながら、湿
地や豊かな自然環境を再
生する場



三つの川の出合う水と緑のふれあい
空間の場



※) イメージ図はグランドデザインパンフレットより抜粋

ラムサール条約の解説



ラムサール条約の解説

ラムサール条約の目的は、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

(1) 締結国の義務

締結国は、これらの湿地について、登録簿に掲げられているが、いかなにかからず、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

(2) 締結国の義務

締結国は、これらの湿地について、登録簿に掲げられているが、いかなにかからず、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

(3) 登録指定地

湿地のうち国際的に重要なもの

(4) 国際的義務

指定地としての国際的義務 (International Importance) については、条約の目的は、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

(5) 指定地に関する義務

締結国は、指定地の保全および利用のための措置を講ずるべきである。また、指定地の生態学的特徴が変化しないように、その恐れのある場合は、事務局に報告しなければならない。

(6) 賢明な利用

湿地の利用に際しては、過剰な利用を避けるため、賢明な利用 (wise use) が必要である。これは、指定地の生態学的特徴を維持し、かつ、持続可能な利用を可能にするものである。

(7) 締結国の責任と代替地指定

締結国は、指定地の拡大、追加および廃止、縮小にあたって、水鳥および湿地に関する国際的義務を考慮しなければならない。

(8) シヤドリス

代替地指定に関しては、指定地の重要な生態学的特徴が維持されていることが必要である。また、指定地の生態学的特徴が変化しないように、その恐れのある場合は、事務局に報告しなければならない。

(9) 確実な管理計画

指定地は、適切な管理計画に基づいて管理されなければならない。この管理計画は、指定地の生態学的特徴を維持し、かつ、持続可能な利用を可能にするものである。

(10) 閉鎖地と閉鎖地基金

閉鎖地とは、閉鎖地基金 (Closed Area Fund) を用いて管理される指定地を指す。この基金は、指定地の保全および利用のための措置を講ずるために設けられる。

締結国は、これらの湿地について、登録簿に掲げられているが、いかなにかからず、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

締結国は、これらの湿地について、登録簿に掲げられているが、いかなにかからず、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

締結国は、これらの湿地について、登録簿に掲げられているが、いかなにかからず、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

締結国は、これらの湿地について、登録簿に掲げられているが、いかなにかからず、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

ラムサール条約の目的は、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

(1) 自然保護に関する法律

自然保護に関する法律は、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

(2) 閉鎖地に関する法律

閉鎖地に関する法律は、閉鎖地基金 (Closed Area Fund) を用いて管理される指定地を指す。この基金は、指定地の保全および利用のための措置を講ずるために設けられる。

締結国は、これらの湿地について、登録簿に掲げられているが、いかなにかからず、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

締結国は、これらの湿地について、登録簿に掲げられているが、いかなにかからず、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

締結国は、これらの湿地について、登録簿に掲げられているが、いかなにかからず、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

締結国は、これらの湿地について、登録簿に掲げられているが、いかなにかからず、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

締結国は、これらの湿地について、登録簿に掲げられているが、いかなにかからず、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

締結国は、これらの湿地について、登録簿に掲げられているが、いかなにかからず、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

Contracting Party which deposits an instrument of acceptance after the date on which two thirds of the Contracting Parties have deposited an instrument of acceptance, the amendment shall enter into force on the first day of the fourth month following the date of the deposit of its instrument of acceptance.

Article 11

1. This Convention shall continue in force for an indefinite period.

2. Any Contracting Party may denounce this Convention after a period of five years from the date on which it entered into force for that Party by giving written notice thereof to the Depository. Denunciation shall take effect four months after the day on which notice thereof is received by the Depository.

Article 12

1. The Depository shall inform all States that have signed and acceded to this Convention as soon as possible of:

(a) signatures to the Convention;

(b) deposits of instruments of ratification of this Convention;

(c) deposits of instruments of accession to this Convention;

(d) the date of entry into force of this Convention;

(e) notifications of denunciation of this Convention.

2. When this Convention has entered into force, the Depository shall have it registered with the Secretariat of the United Nations in accordance with Article 102 of the Charter.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorized to that effect, have signed this Convention, DONE at Ramsar this 2nd day of February 1971, in a single original in the English, French, German and Russian languages, all texts being equally authentic which shall be deposited with the Depository which shall send true copies thereof to all Contracting Parties.

(注) 第六条および第七条については、第三締結国が批准 (1987年、カナダ、オランダ、イナ) において、「改正案」が採択されている。この見地には、既締結国の三分の二の賛成が必要だが、1990年7月現在、未発効である。「改正案」が発効すると、締結国は分組金の支払い義務を負い、締結国基金が定額化され、3年に1度以上開議されることとなる。

締結国は、これらの湿地について、登録簿に掲げられているが、いかなにかからず、自然保護区を設け、十分な管理を施すことにある。この条約は、自然保護区に関する研究や情報交換を促進し、保護区に関する教育訓練を促進しなければならない。

渡良瀬遊水地へのアクセス



- ◎車をご利用の方
- 東北自動車道
「佐野藤岡 I.C.」
「館林 I.C.」より約20分
 - 国道354号線三国橋より北西約3km
- ◎電車をご利用の方
- 東武日光線「新古河駅、柳生駅、板倉東洋大前駅、藤岡駅」下車
 - JR宇都宮線「古河駅」下車
- ※各駅から子供広場ゾーンへの徒歩所要時間
- 柳生駅……………約50分
 - 板倉東洋大前駅……………約30分
 - 藤岡駅……………約1時間
 - 古河駅……………約1時間15分

渡良瀬遊水地・谷中湖周辺の利用

期間	利用時間	利用できない日
3/1 ~ 10/31	9時30分～17時	毎週月曜日及び年末年始(12/29～1/3)
11/1 ~ 11/30	9時30分～16時30分	※月曜日が祝日の場合は翌日、月・火曜日と祝日の場合はその翌日が利用できません。
12/1 ~ 2/末日	9時30分～16時	※洪水の前後も利用できない場合があります。

レンタサイクルネットワーク

- 谷中湖子供広場レンタサイクルセンター
Tel. 090-3147-1926
- 北川辺スポーツ遊学館レンタサイクルセンター(道の駅きたかわべ)
Tel. 0280-61-2299
- 板倉町レンタサイクルセンター(わたらせ自然館)
Tel. 0276-82-1935
- 栃木市藤岡遊水池会館レンタサイクルセンター(湿地資料館)
Tel. 0282-62-5558

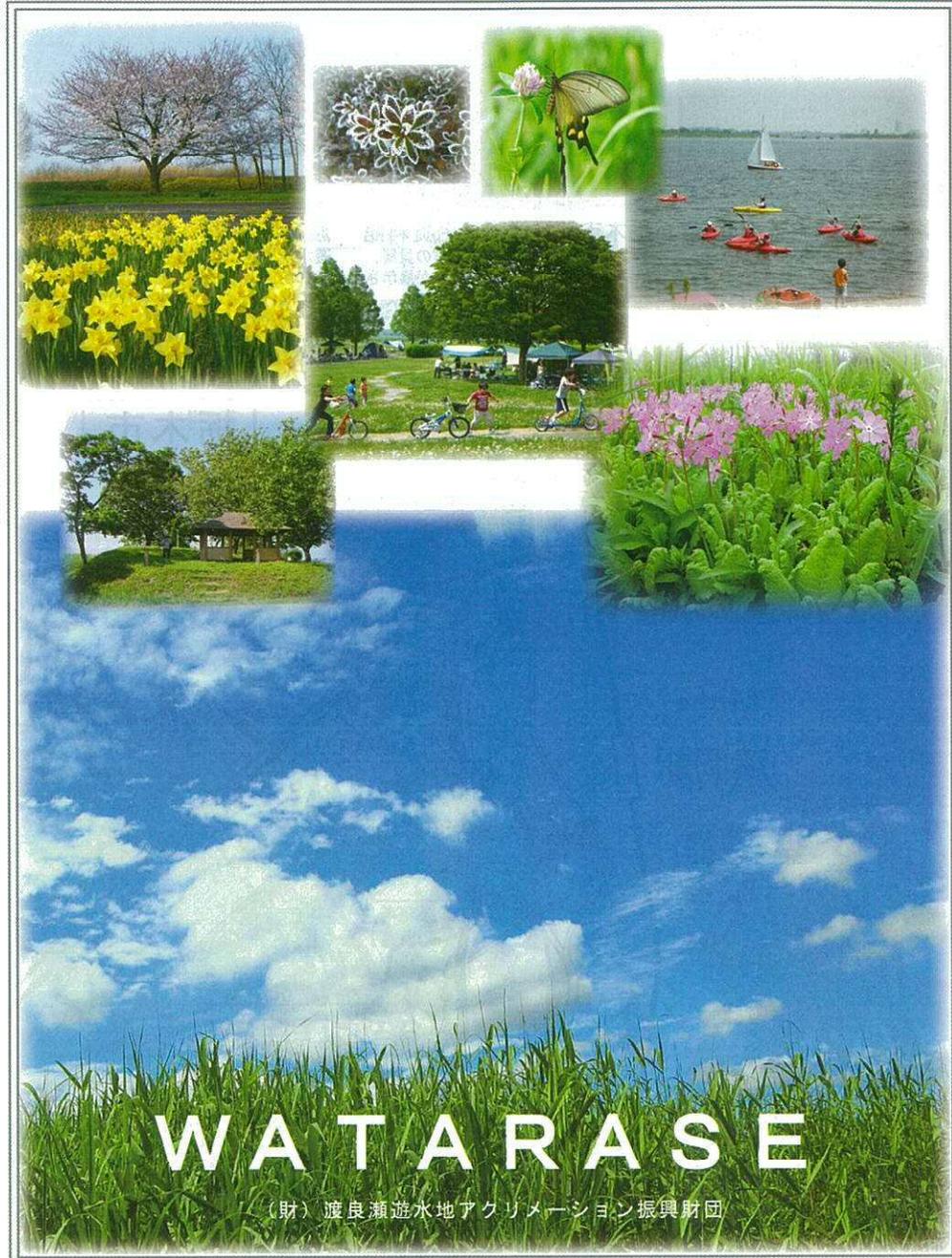
左記①～④で、レンタサイクルの相互乗り入れが可能です。
※マップ面参照
※レンタサイクルについては、「渡良瀬遊水地サイクリングロードマップ」と併せてご利用下さい。



- 【問合せ先】
- (財) 渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団
Tel 0282-62-1161 / Fax 0282-62-1165 HP <http://watarase.or.jp>
 - 渡良瀬遊水地湿地資料館 ※休館日：月曜日「月曜日が祝日の場合は火曜日が休館日」、年末年始(12/29～1/3)
Tel & Fax 0282-62-5558

渡良瀬遊水地ガイドマップ

ラムサール条約登録地



WATARASE

(財) 渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団

このマップは(財) 河川環境管理財団の河川整備基金の助成を受けています。

渡良瀬遊水地の自然と成り立ち

自然

渡良瀬遊水地は、栃木・茨城・群馬・埼玉の4県にわたる面積3,300haの広大な面積を有し、洪水調節、都市用水の補給などを目的に設置されています。

渡良瀬遊水地は緑豊かな広大なヨシ原が特徴で、貴重な動植物が数多く確認されています。

これは、遊水地の機能を保持するために、ヨシ原や沼を自然に近い形で残してきたことによるものであり、かつ、低地における広大な自然環境が保全されている渡良瀬遊水地は、まさに「自然の博物館」と言うことができるでしょう。

成り立ち

現在の渡良瀬遊水地の周辺（旧谷中村、現在の栃木県栃木市藤岡等）一帯は、渡良瀬川、巴波川、思川という3つの河川に囲まれており、人々は洪水に見舞われやすい地域を堤防で囲み、その中で生活を営んでいました。

その後、上流の足尾銅山からの鉱毒の影響により森林が失われたこともあり、渡良瀬川沿岸の多く村々では、明治23年、29年と大洪水に襲われました。

このような諸状況から沿岸に住む人々は鉱毒反対運動を繰り広げ、政治家・田中正造の活動もあり、足尾銅毒問題は社会問題化しました。

その後、渡良瀬遊水地は、旧谷中村民の移住問題等、人々の大きな犠牲のもとに作られました。

四季折々の自然が楽しめます

【植物】

トネハナヤスリ、ノウルシ、スミレ、チョウジソウ、アザミ、桜、菜の花



コキツネノボタン、ハンゲショウ、タコノアシ、タヌキマメ、エゾミソハギ、シロネ、キキョウソウ、ガマ、ホソバオグルマ、ネジバナ

タデ類、ワタラセツリフネソウ、ツリガネニンジン、フジバカマ、オギ、ヨシ



※「渡良瀬遊水地の植物図鑑」参照

【野鳥】

1年を通じて見られる

カイツブリ、ダイサギ、アオサギ、バン類、トビ、オオタカ、チョウゲンボウ、カワセミ、ハクセキレイ、ウグイス、ホオジロ、ムクドリ、オナガ

コアジサシ、ヨシゴイ、ササゴイ、アマサギ、チュウサギ、コチドリ、サシバ、ツバメ、オオヨシキリ、コヨシキリ



ミスゴ、チュウヒ、マガモ、コガモ、タヒバリ、ジョウビタキ、ツグミ、オオジュリン、ベニマシコ、ハイイロチュウヒ、ノスリ、コチョウゲンボウ、ミコアイサ

冬

※「渡良瀬遊水地の野鳥図鑑」参照

【昆虫】



オオルリハムシ、ムモンチャイロテントウ、クロズビョウウタンナガカメムシ

クルマバッタモドキ、エンマコオロギ、トノサマバッタ、クツワムシ、オンバッタ、コガネムシ、ツマグロヒョウモン、カノコガ、チョウトンボ、シヨウリョウバッタモドキ



1年を通じて見られる

ミズギワアトキリゴミムシ、スジハサミムシモドキ、アオゴミムシ、アカガネオサムシ

冬

※「渡良瀬遊水地の昆虫図鑑」参照

渡良瀬遊水地を歩こう!!

— おすすめ見学コース —

【凡例】■:駅舎 ◎:施設 □:橋梁 ▽:道路 ○:治水施設

渡良瀬の原風景コース 延長：約16.3km 所要時間：約5時間30分

■藤岡駅（東武日光線）→ ◎スポーツふれあいセンター（1.2km）→ □藤岡大橋（1.1km）渡良瀬川
 → ▽県道50号線「右折」（1.2km）→ ○第3調節池周囲堤（2.4km）→ ○第3排水門（1.2km）江川
 → □西赤麻橋（1.0km）渡良瀬川 → ○渡良瀬川囲繞堤（1.3km）→ ○渡良瀬運動公園（0.2km）→ ○渡良瀬運動公園（0.8km）
 ◎スポーツふれあいセンター（1.2km）■藤岡駅（東武日光線）

河川・遊水地コース 延長：約13.5km 所要時間：約4時間30分

■藤岡駅（東武日光線）→ ◎スポーツふれあいセンター（1.2km）→ □藤岡大橋（1.1km）渡良瀬川
 → ▽県道50号線「右折」（1.2km）→ ○第3調節池周囲堤（2.4km）→ □東赤麻橋（1.2km）江川 → □東赤麻橋（0.3km）
 □石川橋（0.6km）巴波川 → ○第2調節池周囲堤（東側）（4.0km）与良川 → □松原大橋（4.0km）思川
 → ■野木駅（JR宇都宮線）（1.5km）

自然満喫コース 延長：約11.4km 所要時間：約3時間50分

■板倉東洋大前駅（東武日光線）→ ▽コミュニティ道路（0.4km）→ □想い出橋（0.6km）谷田川
 → ○多自然池（0.5km）→ ○ヨシ原浄化施設（0.5km）→ ○北水門（1.1km）→ ◎ウォッチングタワー（1.2km）
 → ◎北エントランス（2.0km）→ ○第1調節池周囲堤（0.1km）→ ◎湿地資料館（3.4km）→ ◎湿地資料館（1.6km）
 ■藤岡駅（東武日光線）

治水と歴史コース 延長：約16.3km 所要時間：約5時間25分

■柳生駅（東武日光線）→ □下宮橋（1.3km）谷田川 → □中の島（0.8km）→ ◎谷中村史跡保全ゾーン（1.2km）
 → □東谷中橋（1.6km）→ □谷中橋（1.2km）→ □新赤麻橋（0.5km）渡良瀬川 → □新赤麻橋（2.8km）
 □野渡橋（2.4km）渡良瀬川 → ◎旧下野煉化製造会社煉瓦窯・◎野木神社（4.5km）
 ■古河駅（JR宇都宮線）

※ 距離(km)と所要時間は概ねの値です。



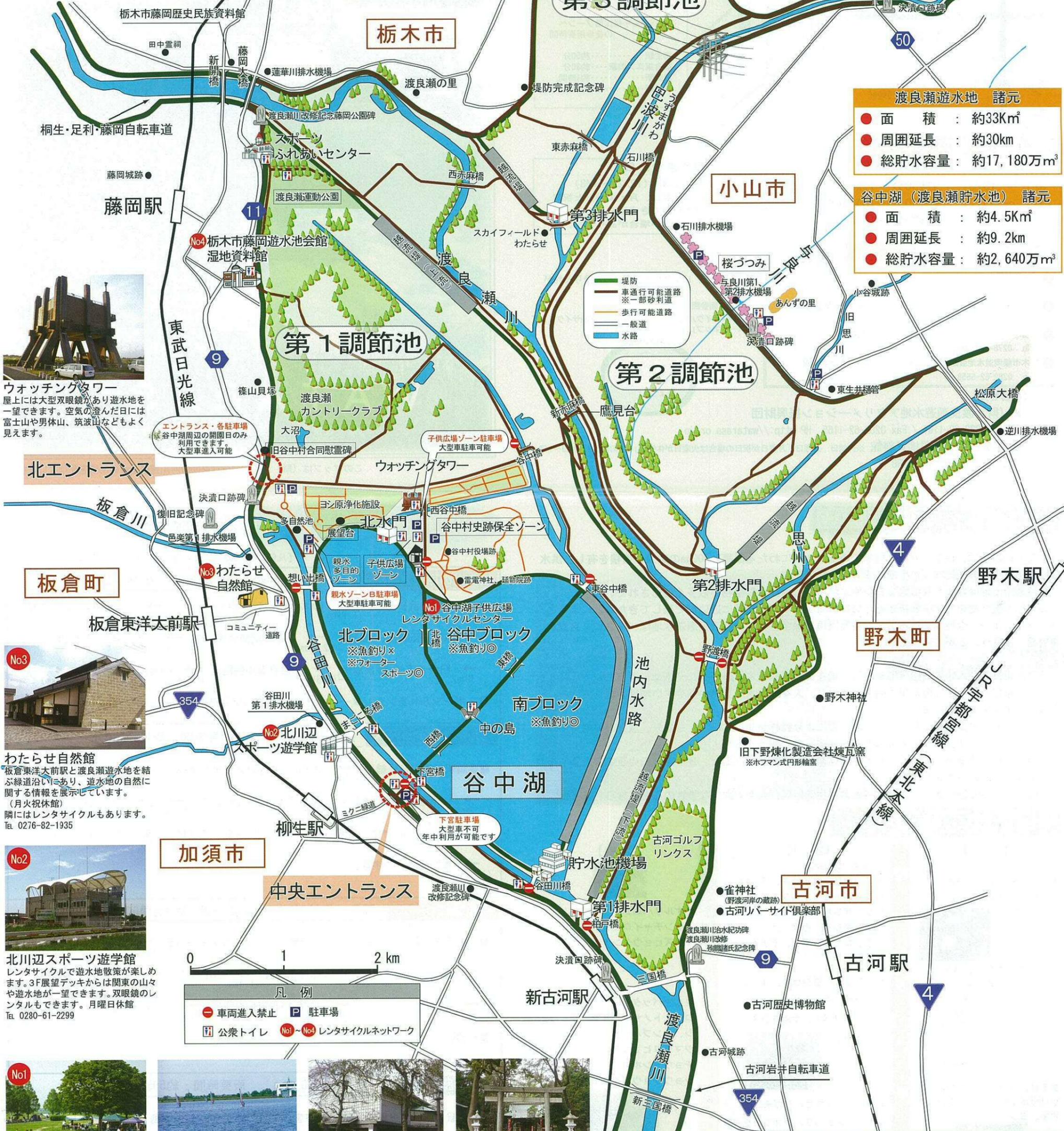
No.4 渡良瀬遊水地湿地資料館
遊水地の変遷・自然紹介のパネル、学習室、DVD鑑賞コーナーの他、遊水地のヨシを使った紙すき体験もできます。レンタサイクルあり。月曜日休館 Tel. 0282-62-5558



栃木市藤岡歴史民俗資料館
谷中村と田中正造、篠山貝塚の貝層、遺跡出土遺物ほか民俗資料等が展示されています。月曜日休館 Tel. 0282-62-4569



渡良瀬の里
遊水地を眺めながら健康づくりやふれあいの場として楽しめます。大広間、大浴場、食堂あり。Tel. 0282-62-1635



渡良瀬遊水地 諸元	
● 面積	約33Km ²
● 周囲延長	約30km
● 総貯水容量	約17,180万m ³
谷中湖 (渡良瀬貯水池) 諸元	
● 面積	約4.5Km ²
● 周囲延長	約9.2km
● 総貯水容量	約2,640万m ³



ウオッチングタワー
屋上には大型双眼鏡があり遊水地を一望できます。空気の澄んだ日には富士山や男体山、筑波山などもよく見えます。



北エントランス
谷中湖周辺の開園日のみ利用できます。大型車進入可能



No.3 わたらせ自然館
板倉東洋大前駅と渡良瀬遊水地を結ぶ緑道沿いにあり、遊水地の自然に関する情報を展示しています。(月火祝休館) 隣にはレンタサイクルもあります。Tel. 0276-82-1935



No.2 北川辺スポーツ遊学館
レンタサイクルで遊水地散策が楽しめます。3F展望デッキからは関東の山々や遊水地が一望できます。双眼鏡のレンタルもできます。月曜日休館 Tel. 0280-61-2299



No.1 子供広場
売店やレンタサイクル等がある広場で、休日にはピクニックやバーベキューを楽しむ家族連れ・グループで賑わっています。

0 1 2 km

凡例	
🚫	車両進入禁止
P	駐車場
♿	公衆トイレ
No.1 ~ No.4	レンタサイクルネットワーク



谷中湖
渡良瀬貯水池(谷中湖)の北ブロックでは、ウィンドサーフィンやカヌー等の水上スポーツが楽しめます。



古河歴史博物館
鷹見泉石や古河の歴史・文化等に関する展示、ビデオライブラリー等があります。月曜日・第4金曜日休館 Tel. 0280-22-5211



野木神社
明治時代に乃木大将が奉納した指揮刀が残っている。約1600年前に建てられた神社といわれています。

バーベキューについて
…子供広場のみ可能です。当日自転車貸出所で受付をして利用区域を確認して下さい。道具の貸出、材料の販売は行っていません。
※直火厳禁
魚釣りについて
…谷中ブロック一帯は釣りが可能、南ブロックはルアー・毛ばり可能、その他点在する沼池や水路・河川の釣りも可能です。
※遊水地内での釣りは「遊漁券(釣券)」が必要ですのでご注意ください。

ゴミは必ず持ち帰りましょう!!